

～法人マーケット開拓に役立つ～

土木工事業

23

業種別リスクマネジメント対処法

ARICEホールディングスグループ

<http://www.arice-aip.co.jp>

株式会社A.I.P 代表取締役 松本 一成

◆株式会社A.I.P

平成20年7月に営業を開始。法人マーケットに対するリスクマネジメントを切り口とした提案や独自の制度に基づく支店展開によって業容を拡大している。現在は全国に18支店を持ち、損害保険約20億円、生命保険約30億円の取扱いを行う。2010年4月にはリスクマネジメントのコンサルティング及び教育等も視野に入れた総合的な組織体としてARICEホールディングス株式会社を設立し、理念を共有出来る代理店と積極的なノウハウやシステム、及びブランドの共有を進めている。

【本原稿は同社スタッフ共著】

土木工事業のリスクマネジメント

◇土木工事業の特徴

土木工事業とは、ダム・河川・トンネル・道路・区画整理・下水道・橋・鉄道等の様々な建設物を総合的な企画・指導・調整のもとに建設する事業です。基本的には社会基盤となる建設を行う業種であることから公共工事に依存する業界でもあり、平成20年度の発注比率は70.5%となっています。しかしながら、前年度より民間発注が6%増加に対し、官公庁は2.9%減であり、民間の発注割合が増える傾向にあります。土木工事の受注額は減少が続いており、平成21年の土木工事の受注高は前年比15.2%減の約3兆3520億円となり、今後も減少傾向が続く見通しとなっています。また、受注額の減少に伴い土木工事業の許可業者数も平成22年3月末時点で14万9,020業者と前年比1.1%の減少となり、減少は6年連続となっています。土木工事業の経営形態は①経営管理型、②直接実行型、③折衷均衡型、④専門工事特化型、⑤労務・重機提供型、⑥機械施行型、⑦労務提供型の7つに分けられますが、①は大手の有力ゼネコンに多く、②は中小業者または地方中堅業者に多いと思われます。国内の厳しい環境を受けて、大手ゼネコンは社会インフラ事業が拡大している新興国に活路を求めています。国内においては3K職場のイメージから業界全体として若年就業者の減少に拍車が掛かり、高齢層の割合が高まっています。そのため、団塊世代の技術者、熟練工のリタイアが始まっており、技術や技能の継承が大きな課題となっています。

◇リスクマップの例

I ①需要の減少

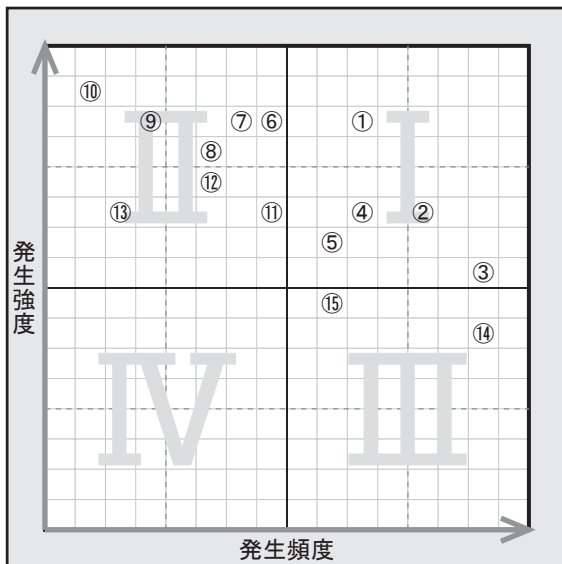
- ②受注価格の下落
- ③履行保証金等の支払い
- ④労働災害
- ⑤建設資材の高騰

II ⑥自動車事故

- ⑦工事中の第三者賠償事故
- ⑧引渡後の第三者賠償事故
- ⑨許可取消、営業・指名停止等
- ⑩地震
- ⑪自然災害(台風・豪雨等)
- ⑫使用者賠償責任
- ⑬火災・爆発等

III ⑭貸し倒れ

- ⑮コンプライアンス違反



◇土木工事業の特徴的リスク

土木工事業界全体が抱えるリスクとして、まず①需要の減少や競争激化による②受注価格の下落、⑤建設資材の高騰等が考えられます。特に特徴的リスクとして挙げられるのは、③履行保証金等の支払いです。公共工事等を受注する際に発注者から求められる保証を提供しなければ、工事を受注することが出来ず、大きな収益機会を逸することになります。業界環境が悪い中で公共事業には自社の業務中断リスクに対する保証負担、民間の受注先には倒産による⑭貸し倒れリスクを負わなければならない現状があります。また、業種的に④労働災害も多く、安全配慮義務違反がある場合は⑫使用者賠償責任を問われることもあります。発生頻度の低いリスクとしては移動中の⑥自動車事故のリスク以外に大きく事業遂行に関わる賠償責任事故と財産損失事故があります。賠償責任は⑦工事中の第三者賠償事故と⑧引渡後の第三者賠償事故に大きく分けられます。財産損失については、自社の物件が損害を被る場合と工事対象物に損害を被る場合が考えられ、その原因としては、⑩地震や⑪自然災害(台風・豪雨等)⑬火災・爆発等が考えられます。また、建築業法や廃棄物に関わる法律等に従わず、⑮コンプライアンス違反を犯した場合は取引停止や行政処分がなされるばかりではなく、土木工事業の⑨許可取消、営業・指名停止等の処分を下される可能性もあるため、十分な注意が必要です。

◇土木工事業の具体的リスク対策

2009年4月以後に始まる会計年度分からは、会計基準が従来の「工事完成基準」と「工事進行基準」の選択性から「工事進行基準」が強制適用になりました。「工事進行基準」とは工事を開始してから完成するまで、進み具合に応じて売上や費用を計上する会計ルールであり、恣意性が働きやすい面があるため、各社は厳格な採算管理が求められることとなります。厳しい状況を勝ち抜くには、価格面・品質面において競争力を持つことが重要ですが、そのためには財務状況の改善とリスク管理が必要不可欠であり、如何に健全な経営を行って、低価格の実現と契約履行の信用構築をするか? 如何に安全を意識して業務を行うかが問われています。選ばれる企業となるためには、低価格を実現する余力があるということ、倒産することなく工事を完成させることが出来るという財務的信頼性が求められるため、経営の黒字化及び強い財務基盤が不可欠です。近年においては、信頼性構築のために、地震や自然災害(台風・豪雨等)、火災や爆発に備えたBCPの構築等を差別化要素とするケースもあるようです。そして、業務中や引渡後の第三者賠償や労災事故等を起こさないための品質管理・安全管理についてもより高度な要求に応える準備が必要になるでしょう。大きな事件・事故の発生は入札停止や取引停止に繋がるばかりか、コンプライアンス違反が絡む場合は許可取消に発展するケースもあります。財務強化による価格競争力と信用構築、業務信頼性向上のための品質・安全レベルの向上が安定受注に繋がります。

◇土木工事業における保険活用

土木工事業の中でも保険の必要性が高い賠償責任から見ますと、⑦工事中の第三者賠償事故は請負業者賠償責任保険の⑧引き渡後の第三者賠償事故は生産物賠償責任保険での対応となりますが、想定し得る事故であっても免責事項に該当するケースも存在することに注意が必要です(地盤の崩壊や隆起に伴う事故など)。⑩自然災害等による工事物そのものや資材等の損害は土木工事保険で補償されますが、足場などのリース品の損害に関しては対象となりませんので注意を要します。また近年は⑦⑧⑩に対する補償等を土木建設業者向けにパッケージ化した商品が販売されていますが、補償範囲については保険会社ごとに大きく開きがありますので(例えば前述のリース品の取り扱いなど)注意を要します。③公共工事を行う会社には非常に重要となる履行保証保険は、引受基準が全般的に厳しくなっており、複数保険会社での引受枠の確保などの対策が必要です。④労働災害およびそれに伴う⑫使用者賠償責任に関しては、労災総合保険(法定外補償条項・使用者賠償責任条項)・傷害保険等で備えることが出来ますが、従業員以外(下請等)に対しても安全配慮義務違反を問われるケースも出ている現状から、従業員だけでなく、日雇、下請け業者の従業員などまで広く補償対象となるように注意する必要があります。ほかに事務所建物の⑬火災・爆発に備える火災保険、⑥自動車事故に関しては社有車だけでなくマイカー通勤があるのであればマイカーの自動車保険の確認、⑭貸し倒れリスクに対応する取引信用保険なども検討する必要もあるでしょう。